氏子崇敬者の皆さまへ

　　　　　　　　**裁判経過報告（続報）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成29年９月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　箕嶋神社社務所

既にご報告の通り、平成28年12月14日、大阪高等裁判所は被告田中利一郎（旧株式会社トコリ　元代表取締役）及び阪和政界情報社こと長谷光夫ら両名の不法行為（名誉棄損）を認定し、神社及び宮司岩本は勝訴しましたが、その後の経緯をお知らせします。

平成28年12月27日、被告田中、長谷両名が大阪高等裁判所の判決を不服として最高裁判所へ上告しましたが、約２週間後の平成29年1月13日、被告田中は死亡し、被告田中の相続人ら（被告田中の妻、子、兄弟姉妹、甥、姪ら）は被告田中の訴訟を承継することを拒否、相続も放棄しました。

被告長谷との関係で、平成29年6月20日、最高裁判所は上告を棄却し、神社及び宮司岩本の勝訴判決（大阪高等裁判所判決）が確定しました。

平成29年7月中旬、被告長谷は、最高裁判所決定および大阪高等裁判所判決に従い、謝罪広告の新聞折込みを履行するため、新聞販売代理店４社に謝罪文書を持参しました。平成２９年７月２６日、２８日両日、産経新聞及び毎日新聞は最高裁決定に従い新聞折込みを履行しました。

しかしながら、読売新聞鍵野新聞舗及び、朝日新聞有田通信局は、折り込みに応じなかったようです。

よって当方は、前記新聞販売代理店に対して、最高裁決定に反する行為を続けるのであれば法的措置を取る旨申し入れましたところ、平成２９年９月１５日、１６日の両日、前記折込み拒否をした新聞販売代理店は最高裁決定に従い謝罪広告の新聞折込みを履行しました。

従って、９月１６日現在、謝罪広告に関する最高裁決定は適式に履行が完了しましたのでご報告申し上げます。

　今後とも、当神社は、不当な行為に対して、毅然とした対応をして参ります。心ある皆様のご協力に感謝申し上げます。　　　　以上